

西和賀町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 一般国道107号の改良整備促進について 岩手県と秋田県を結ぶ一般国道107号は、県域を越えた交流や物流を支える重要な路線です。 しかし、本町の川尻～当楽間は急カーブの連続や狭隘なトンネルがあり、かつ、落石・雪崩発生の危険箇所も多く、平成27年3月には土砂崩落による通行止めが発生し、8ヶ月に渡って通行止めとなりました。その間、全ての物流・交流等がストップし、通勤・通学にも大きな打撃を受けたことは記憶に新しいところがあります。 本路線は、3年前の土砂崩落と同様の災害が再び発生する可能性が非常に高く、地域住民が安全に通行するには不安を払拭できない状況にあります。 また、本路線は、東西の経済や文化交流のために極めて重要であることから、落石及び崩落箇所の総点検を実施するとともに、トンネル化による整備が図られますよう強く要望いたします。</p>	<p>国道107号の落石及び崩落箇所については、平成29年度に道路防災点検を実施しました。また、道路パトロール等により危険箇所の把握に努め、緊急性の高い箇所から順次対策を進めているところです。(A) また、同路線の川尻～当楽間の落石・雪崩危険箇所のトンネルを含む整備については、多額の事業費を要することが見込まれるため、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A：1 C：1</p>
<p>2 主要地方道花巻大曲線全線の早期供用開始について ① 土砂崩落箇所の早期復旧 主要地方道花巻大曲線は、岩手県の中核都市である花巻市と秋田県大仙市を結ぶ県域を越えた重要路線です。 税務署や法務局、中部保健所など本町を所管する国や県の機関が花巻市に所在するのをはじめ、新幹線や空港利用など、町民が花巻市へ行く機会も増えてきており、本路線が産業・経済の発展や文化の交流促進などに大きな効果をもたらすものと期待されており、全線の早期供用開始を要望いたします。 ① 土砂崩落箇所の早期復旧 平成30年4月、10月と二度にわたる整備未改良区間の沢内字川舟地区においての土砂崩落により、現在まで花巻方面への通り抜けができない状況になっており、早期復旧を要望いたします。</p>	<p>主要地方道花巻大曲線川舟地区の平成30年4月に土砂崩落した箇所については、仮設道路が完成しています。(A) また、平成30年10月に土砂崩落した箇所については、現在、全面通行止めとなっており、年内の通行開放を目指し、仮復旧工事契約に向け手続きを行っています。 なお、本復旧については、来年度以降に工事着手し、完成に向けて取組んでいきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A：1 B：1</p>

西和賀町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 主要地方道花巻大曲線全線の早期供用開始について</p> <p>② 小倉山工区の早期完成 主要地方道花巻大曲線は、岩手県の中核都市である花巻市と秋田県大仙市を結ぶ県域を越えた重要路線です。 税務署や法務局、中部保健所など本町を所管する国や県の機関が花巻市に所在するのをはじめ、新幹線や空港利用など、町民が花巻市へ行く機会も増えてきており、本路線が産業・経済の発展や文化の交流促進などに大きな効果をもたらすものと期待されており、全線の早期供用開始を要望いたします。</p> <p>② 小倉山工区の早期完成 花巻～沢内間の小倉山工区は、平成25年から工事が再開され、平成30年～令和2年まで8号橋上部工事が予定されています。その後1,035mの4号トンネルの掘削が予定されていますが、本町で収穫された農産物等を花巻市内の加工施設や南花巻温泉峡の宿泊施設へ搬入している農家も多く、安全で安心して通行できるよう一刻も早い完成を要望いたします。</p>	<p>主要地方道花巻大曲線花巻・西和賀町沢内間の小倉山の2工区の約2.4km区間については、平成19年度に900mを供用開始しました。8号橋については平成29年6月に下部工が完了したところであり、上部工工事については、平成30年度に令和2年度の完了を目指し着手しました。また、4号トンネルについては、修正設計を実施しており、今後も引き続き整備推進に努めていきます。 (A)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A : 1</p>
<p>2 主要地方道花巻大曲線全線の早期供用開始について</p> <p>③ 笹峠工区の未改良区間の工事再開 主要地方道花巻大曲線は、岩手県の中核都市である花巻市と秋田県大仙市を結ぶ県域を越えた重要路線です。 税務署や法務局、中部保健所など本町を所管する国や県の機関が花巻市に所在するのをはじめ、新幹線や空港利用など、町民が花巻市へ行く機会も増えてきており、本路線が産業・経済の発展や文化の交流促進などに大きな効果をもたらすものと期待されており、全線の早期供用開始を要望いたします。</p> <p>③ 笹峠工区の未改良区間の工事再開 秋田県境に位置する笹峠工区は、平成20年度以降、岩手県と秋田県ともに工事を休止している状況であり、平成29年から毎年工事再開と早期完成を願う要望書を両県に提出しています。岩手県側800mと秋田県側1,740mの工事再開を要望いたします。</p>	<p>笹峠工区の未改良区間（岩手県側800m、秋田県側1,740m）の工事再開については、秋田県側の動向を踏まえながら、今後の整備方針を検討していきますが、早期の事業再開は難しい状況です。 (C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>

西和賀町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 主要地方道盛岡横手線（県道1号）の道路整備促進について</p> <p>主要地方道盛岡横手線（県道1号）は、盛岡市から本町を經由し、秋田県南部の主要都市である横手市を結ぶ路線ですが、本町内の南北33kmを縦断する極めて重要な生活路線でもあります。本路線は、一般国道46号、同107号を結ぶ主要路線ともなっており、距離的な利便性から大型トラックが物流路線として利用するなど通行する車輛が増大し、緊急時には迂回路としても重要な路線として位置づけられています。</p> <p>また、本町は、岩手県と秋田県の県境に隣接する6市町村の連携による「岩手と秋田のまんなか旅」に参加し、広域による観光情報の発信に取り組んでいるところです。この効果として、本路線を經由して一般国道46号を通り田沢湖や角館方面、国道107号を通って横手市や湯沢市方面に向かう観光者も多く、観光面でも大きな役割を果たしているところです。</p> <p>そのため、本路線の沿線市町からなる盛岡横手線道路整備促進期成同盟会（会長：西和賀町長）において整備促進を要望しているところであり、岩手県においては継続的に道路改良を進めていただいているところですが、依然として狭隘箇所、あるいは急カーブが連続する区間があることから、地域住民及び観光者の安全な通行とともに、交通事故の未然防止の観点からも特に泉沢地区の急カーブの解消と、湯之沢～巻淵間の歩行空間整備の早期完成を要望いたします。</p>	<p>主要地方道盛岡横手線の泉沢地区については、人家連担区間における急カーブの存在等から整備の必要性を認識し、平成27年度から事業化の可能性の検討を進めており、令和元年度は引き続き、貴町、地域の意向も踏まえた道路設計を行うこととしています。（C）</p> <p>なお、湯之沢～巻淵間については、平成28年度より歩行空間整備事業に着手しており、早期完成に向け、引き続き事業を進めていきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B：1 C：1</p>

西和賀町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 秋田自動車道の4車線化について</p> <p>秋田自動車道は、開通以後、日本海と太平洋を高速で結ぶ重要路線として利用されており、年間を通して安全・安心な生活を送るためには欠かせない路線となっております。</p> <p>現在、秋田自動車道は、このように重要な役割を果たしているにもかかわらず、現状では北上JCT～大曲IC間が片側一車線の対面通行、いわゆる暫定二車線となっております。そのため、冬期間の安全性確保や、補修工事及び事故による交通規制が頻発する路線であり、産業振興・観光振興の観点も含めて、経済的にも大きな課題が顕著化している状況にあります。</p> <p>このような中、平成31年3月に「防災・減災、国土強靱化のための3ヶ年緊急対策」の一環として、湯田IC～横手IC間の約7.7kmが財政投融资を活用して実施する四車線化候補箇所を選定、事業化されたことは大変喜ばしいことであります。</p> <p>つきましては、残る区間についても、今夏頃まで策定される、「高速道路における安全・安心計画（仮称）」に最優先箇所として位置づけ、完全四車線化に向け、県からも国やネクスコ東日本へ働きかけいただくよう要望いたします。</p>	<p>県としても、高規格幹線道路における防災・減災機能の強化を図るためには、暫定2車線区間の4車線化等の推進が必要と考えており、令和元年6月11日に行った、令和2年度政府予算提言・要望において、秋田自動車道（湯田IC～横手IC）等の整備を推進するよう要望したところです。</p> <p>県としては、引き続き整備が推進されるよう、国に働き掛けていきます。（A）</p>	県南広域振興局	土木部	A：1
<p>5 日本型直接支払制度について</p> <p>(1) 中山間地域等直接支払制度について</p> <p>水田は、農産物の生産機能のみならず、自然災害時においては巨大なダムとしての役割も担っております。その観点から中山間地域等の条件不利地においても持続的な営農ができるよう、水田機能を維持することが重要です。</p> <p>現在、本町の水田面積は、約1,580haとなっており、そのうち1,165haが中山間地域等直接支払制度の協定農用地となっております。本町は、全域が山村振興地域、特別豪雪地帯に指定されており、営農を継続する上で極めて厳しい状況です。</p> <p>以上を踏まえ、農業者が安心して営農を継続することを可能にするため、現行制度の枠組みを堅持するとともに、必要な予算を確保するよう国へ要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>「中山間地域等直接支払制度」は、中山間地域で適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、交付金により生産条件の不利を補正するための支援を行うものであり、県土の約8割が中山間地域である岩手県にとって、極めて重要な施策であると認識しております。</p> <p>このため、県では令和2年度政府予算提言・要望においても、日本型直接支払制度の取組拡大に向け十分に予算を措置することや、県や市町村の財政負担軽減のための地方財政措置を充実させることなどを国に要望しているところであり、今後も様々な機会を捉えて要望していきます。（B）</p>	県南広域振興局	農政部	B：1

西和賀町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 日本型直接支払制度について (2) 多面的機能支払制度について 多面的機能支払制度において、資源向上支払（施設の長寿命化活動）分が平成27年度以降、8割程度の配分にとどまっております。事業の円滑な執行を可能にするため、国に対し十分な予算の確保を要請されるよう要望いたします。</p>	<p>本県では、農業農村の多面的機能の維持・発揮を図るとともに担い手への農地集積等の構造改革を後押しするため、日本型直接支払制度の取組拡大を図っているところですが、令和元年度交付金の国の配分は、多面的機能支払の資源向上支払分においては2段階で予定されており、1回目は要望額の62%が配分され、2回目の配分が8月に予定されている状況です。 県では、国に対して、必要な予算の確実な措置について要請しており、今後も満額確保に向け、様々な機会をとらえて国に働きかけていきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B：1</p>
<p>6 生活交通バス路線運行維持対策について 本町では、現在、民間事業者による路線バスが前年対比1路線減の4路線で運行されており、内3路線が広域生活路線として県の地域バス交通支援事業費補助（県単補助）の対象となっております。 人口減少や少子化等の影響により路線バスの利用者は年々減少しているものの、中高生の通学や運転免許を持たない地域住民にとって貴重な交通手段であることに変わりなく、バス路線の維持は町の重要な課題となっております。 また、今後更に促進が見込まれる高齢者の運転免許返納への対応も、高齢化率が県内一高くまた、民間のタクシー事業者も少ない本町にとっては喫緊の課題であるため、次のとおり要望いたします。</p> <p>① 県単補助要件の維持 県単補助では、現在、補助要件である「平均乗車密度4人以上」を当分の間適用しないとしており、この運用の維持を要望いたします。</p> <p>② 市町村が行う交通手段確保施策への支援 市町村が地域の実情に応じて行う交通手段の確保施策に係る支援の拡充を要望いたします。</p>	<p>① 県では、昨年度、「岩手県地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な地域公共交通体系の構築に取り組むこととしております。 県単補助の補助要件については、被災地特例により「平均乗車密度4人以上」の要件を適用しないこととしておりますが、被災地特例が終了した場合への対応策を検討する場として、地域内公共交通構築検討会を新たに設置し、市町村への支援のあり方等について検討しており、全県的な視点で適切な公共交通体系の構築を図ってまいります。</p> <p>② 市町村が行う交通手段の確保については、県では引き続き、地域公共交通活性化推進事業費補助により新たなコミュニティバスやデマンド交通等の導入への支援を実施していきます。 また、地域内公共交通への財政支援については、国庫補助における地域内フィーダー系統確保維持費補助における新規性要件の緩和や、補助上限額の拡大を国に対し要望しているところです。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B：1</p>

西和賀町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 地域医療の確保と医師対策について</p> <p>本町は、県の二次医療圏では「岩手中部」に属しておりますが、圏域内の基幹病院までは距離にして35～65km、時間では自動車で40～70分の遠隔にあり、加えて県内では最も高齢化が進行しており、地域住民の生命と健康を守るため、地域医療の確保が行政運営上の極めて大きな課題となっております。</p> <p>現在、町立病院に勤務している医科の常勤医師は3名ですが、うち1名については、昨年度末で定年を迎えていた医師に定年延長をお願いして勤務いただいているものです。このような体制のもとで、一般診療、入院管理、人工透析、訪問診療、介護福祉施設の診療、人間ドックをはじめとする各種健診、休日・夜間の日当直など、非常に多くの業務をこなしており、医師への過重負担が懸念されております。</p> <p>町独自の奨学金による医師養成にも取り組んでおり、現在医学部在学中の学生が1名おりますが、医師免許を取得した後であっても、地域の小規模病院に勤務可能となるまでには長い期間を要するため、即効的な対策とは言えない状況にあります。</p> <p>つきましては、医師の安定的確保、病院経営の健全化と病院機能の維持のため、今年度中断されている自治医科大学養成医師の派遣等、医師の配置に対し特段のご支援、お取り計らいを要望いたします。</p>	<p>自治医科大学養成医師については、自治医大卒業医師を毎年2～3名養成し、これまでも計画的に配置しているところですが、公的基幹病院でも十分な数の勤務医が確保できず、基幹病院としての機能維持が困難な状況にあるほか、自治医大養成医師の配置ルール上、中小病院への配置が可能な養成医師数も限りがあり、例年、県内の市町村から多数寄せられる医師の配置に関する要望の全てに対しては応えられない状況にあります。</p> <p>県としては、市町村への医師の配置については、引き続き、即戦力医師の招聘や地域の状況に応じた自治医科大学養成医師の派遣に務めるとともに、「奨学金養成医師配置調整会議」において、市町村の要望にも配慮しながら配置調整を進めていきます。</p> <p>(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B：1</p>

西和賀町

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 県立西和賀高等学校の存続と教職員数の維持確保について</p> <p>西和賀高校は、「地域社会の発展に広く貢献できる人材の育成を目指す」ことを教育目標とし、国公立大学等への一定数の進学や就職により「進路希望100%実現」を継続するなど、キャリア教育において確かな実績を積み重ねてきております。</p> <p>また近年では、北上圏域の中学校から、多様なニーズを持った生徒の入学が増えてきております。これは同校の少人数だからこそ可能な、きめ細かな生徒への指導に加え、多様な生徒を受け入れる地域の包容力が評価されたものであり、同校が広域的に果たしている役割は決して小さいものではありません。</p> <p>「新たな県立高等学校再編計画」が平成28年3月に策定され、同校は特例校として維持されることになりましたが、平成30年度から普通科2学級が1学級となり、これに伴う教職員数の減により、これまで同校で実施してきたきめ細かな指導や国公立大学への進学をサポートする支援体制の継続が困難となります。</p> <p>現在、「新たな県立高等学校再編計画」後期計画の策定に向けて地域検討会議が開催され、地域の実情に応じた高校や小規模校のあり方等について意見交換がなされておりますが、町としては、確かな実績を持つ同校を、中学生から積極的に選択される魅力を備えた学校として存続させたいと考え、学校と地域が一丸となって取り組み、町内外からの入学希望者を確保してまいります。県としても、生徒一人ひとりの将来の夢の実現に向けて行っている現在の「きめ細かな指導」や「大学進学への支援」にあたる教職員数の維持確保についての特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>平成28年3月に策定した「新たな県立高等学校再編計画」においては、望ましい学校の規模の確保による教育の質の保証と、本県の地理的諸条件等を踏まえた教育の機会の保障を大きな柱とし、地域の高校を出来る限り存続させることを基本的な考え方としています。</p> <p>学校の最低規模については、1学年2学級以上としているところですが、近隣に他の高校がなく他地域への通学が極端に困難となることが見込まれる場合、特例校として1学年1学級でも存続させることとしており、西和賀高校はこれに該当しています。</p> <p>後期計画の策定にあたっては、地域検討会議における様々な御意見や、前期計画中の定員充足状況、地方創生における地域の高校の役割等を踏まえ、多面的な検討を進めていきたいと考えています。</p> <p>教職員については、標準法に基づいたうえで、学校の実情等を考慮し配置しています。学級減に伴う教職員数についても、学校の特色と教育の質を維持できるよう、激変緩和策を講じながら配置しているところであり、標準法に基づく教職員配置を基本としつつ、学校の特色、現状等を勘案して具体的な配置を行います。</p> <p>(B)</p> <p>また、地域と意見交換を行いながら、西和賀高校の魅力づくりや教育の質の確保、地域で活躍する人材育成等について、引き続き連携して取り組んでいきたいと考えています。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>中部教育事務所</p>	<p>B：1</p>